

求 人 票

フリガナ		カブシキガイシャ ダテデンキセイサクシヨ					
事業所名		株式会社 伊達電器製作所					
所在地		〒 014-0042 秋田県 大仙市 福見町11番28号					
代表者名		取締役 工場長 山田 勝弘					
連絡先	電話番号	0187-62-3107		FAX番号	0187-62-3104		
	Eメール	katsuhiko.yamada@date.co.jp					
	担当者	部署	取締役工場長	氏名	山田 勝弘		
ホームページ		https://www.date.co.jp/					
事業内容・会社の特徴		*電力用、産業用電気機械器具製造。半導体製造装置の設計及び製造。 *県並びに大仙市の誘致企業として長年にわたり電力用産業用の制御盤並びに半導体製造装置の設計から製造試験検査まで一貫して行っております。					
従業員数		当勤務事業所 16 人 (内女性 8 人) 企業全体 72 人 (内女性 30 人)					
求人内容	就業場所	〒014-0042 秋田県大仙市大曲福見町11番28号					
	職 種	設計業務 ※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。					
	年 齢	制限あり ～ 59歳以下 定年を上限 (60歳定年のため)					
	職務内容	・半導体製造装置の量産に係る電気制御設計業務です。各種規格、仕様に対応した装置を製造する為、部品の選定や電気配線図の作成(CADオペレーション)を行って頂きます。 ・事業所にて実際の作業を見学頂く事も可能です。 ・顧客工場(岩手県)にて、技術習得(研修)を行って頂く場合があります。					
	求人数	1 人	学歴(履修科目)	必須 高卒以上			
	必要な経験	あれば尚可 *装置の設計・製造・CADソフト使用に設計経験		定年制(有・無)	一律 60歳		
	必要な資格	普通自動車運転免許 必須		再雇用 (上限65歳まで)			
	求人内容の補足事項	・必要なPCスキル Excel,Word,メールソフトの操作が経験のある方 ※変更範囲:会社の指定する範囲					
勤務条件	給 与A	月給 日給 時給 年俸 その他 ()		170,000 円～	220,000 円		
	毎月定期的に支払われる手当B			手当	円		
				手当	円		
				手当	円		
	毎月の賃金A+B			170,000 円～	220,000 円		
	通勤手当	全額 ・ 実費 (上限なし) ・ その他 ()					
	その他の手当	通勤手当、家族手当、住宅手当(支給については就業規則に則る)					
	賞与(有・無)	(前年度実績) 年 2 回 計 2 ヶ月分	または 万円～ 万円				
	月平均労働日数	20.2 日	昇給(前年度実績)	あり (前年度実績 なし)			
	雇用期間	定めなし その他 ()		試用期間	有り 6ヶ月 (労働条件 同条件)		
	雇用形態	正社員					
	勤務時間	8:15 ～ 17:00 交替制有りの場合		～ : ～			
	休憩時間	午前 分・ 昼 分・ 午後 分		合計 60 分			
	休日	土 日 他 週休二日制 毎週		年間休日	122 日 時間外月平均 20 時間		
	取得実績	介護休業	なし	産前・産後休業	あり 育児休業 あり		
	マイカー通勤	可 ・ 不可 (駐車場 有 無) (自己負担 有 無)					
	加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 財形 厚生年金基金 退職金共済 退職金制度 (・勤続 2年以上)					
	住 宅	特になし		労働組合	なし		
勤務条件の補足事項	・6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日 ・就業規則あり ・転勤の可能性あり 転勤範囲 太田工場、協和工場(2023年4月操業予定) ・時間外労働時間について、36協定における特別条項あり (納期ひっ迫等により、75時間を6回まで)						
選考	選考方法	書類選考 筆記試験 (面接(予定 1回))					
	面接場所	〒014-0042 秋田県大仙市大曲福見町11番28号 「株式会社 伊達電器製作所 大曲工場」					
	応募書類	履歴書(写真付) 職務経歴書 ジョブ・カード 紹介状 (面接時に持参)					
	採否決定	面接後7日以内 通知方法 郵送 電話 (応募書類は選考後返却)					
(注)該当する項目は○で囲ってください		受理日	2023年2月13日		受理番号	2022-2-008	
		紹介期限	2025年1月31日		職業分類	12-080	

事業所様記入欄 事業所名 株式会社 伊達電器製作所

年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、次のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、次の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- ① 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

【大仙市移住促進無料職業紹介所からのお知らせ】

求人票は雇用契約書ではありません。採用に際しては必ず『労働契約書』を交わし賃金等の条件面の確認をしてください。(労働基準法第15条1項)